地域班設置要領

公益社団法人天童市シルバー人材センター(以下「センター」という。)は会員の 住所を基準として次のとおり地域班を組織する。

1 目的

地域班は、会員相互の連帯意識と親睦を基調に、センターと会員との緊密な連絡体制を整え、積極的意欲をもって事業効果を高めるとともに、地域の発展に貢献する。

2 組織

- (1) 地域班は、各地区、各町を単位に組織する。ただし、会員数、距離等、地域の状況を勘案して編成することができる。
- (2) 地域班の名称は、各地域に相応して名付ける。

3 地域班役員

地域班に班長、副班長を置く。

4 地域班役員の任務

- (1) 班長は、副班長と協力し、センターと地域班の連絡にあたる。
- (2) 地域班役員の任務は、次のとおりとする。
 - ア センターの目的の周知、会員相互の自主性を高め業務の推進に努める。
 - イ 会員に対する連絡事項の伝達及び文書等の配布に関すること。
 - ウ 会員の意見、希望等の伝達調整に関すること。
 - エ センターの目的達成に必要な情報の収集等に関すること。

5 地域班役員の選任及び任期

- (1) 班長は、会員の中から理事長が委嘱する。
- (2) 副班長は、班長が推薦し、理事長が委嘱する。
- (3) 地域班役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 補欠の地域班役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 会議

- (1) 地域班の会議は、必要に応じ班長が招集する。
- (2) 地域班連絡会議は、必要に応じ理事長が招集する。

7 経費

地域班役員が、その任務を行うために要する経費として、費用弁償等支給要綱第 2条第1項第5号に規定する額を支給する。

8 補則

この要綱に定めのない事項については理事長が定める。

附則

この要領は、平成6年6月23日から施行する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。(別紙を加える。)

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。(別紙一部改正)

附 則 (平成24年5月18日 一部改正)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

地域班編成表

平成30年4月1日

地区	No.	地 域 班	町名、字名
天童南部	1	北目班	北目、一日町、仲町
	2	田鶴町班	三日町、五日町、田鶴町1・2丁目
	3	南町班	南町
	4	郭北•駅西班	田鶴町4丁目、駅西
	5	郭南•南小畑班	田鶴町3丁目、南小畑、芳賀タウン北
天童中部	6	駅東班	本町、東本町(嘱託区100番台)、小路、天童中、桜町、
	7	老野森班	老野森
	8	久野本1班	久野本2•3丁目
	9	久野本2班	久野本1·4丁目、東久野本1丁目
	10	久野本3班	東久野本2・3丁目
	11	柏木町班	柏木町(嘱託区200番台を除く)
	12	交り江班	交り江(天童中部地区・成生地区)
	13	泉町班	泉町
	14	糠塚班	糠塚
天童北部	15	北久野本東•天童原班	北久野本2丁目、天童原
	16	北久野本西班	北久野本1・3丁目(9・10区を除く)
	17	北久野本中央班	北久野本3·4丁目(9·10区)
	18	北久野本北班	北久野本4丁目(9・10区を除く)、5丁目
	19	乱川班	乱川
成生	20	小関•高木班	小関、高木、柏木町3丁目(嘱託区200番台)
	21	成生班	成生、大清水、大町、今町、向原
蔵増	22	塚野目·矢野目班	塚野目、矢野目
		蔵増班	蔵増、高野辺、窪野辺
寺津	24	寺津班	寺津地区全域
津 山 ———	25	津山班	貫津、山元
	26	温泉班	東本町(嘱託区500番台)、鎌田、鎌田本町、鍬ノ町
山口	27	山口班	山口、道満、川原子
高擶	28	高擶本村班	高擶
	29	高擶三字班	芳賀、長岡、清池、芳賀タウン南
長岡	30	中里西班	中里1・2・3丁目、清池東1丁目
	31	中里東班	中里4.5.6.7丁目、清池東2丁目、石鳥居
	32	東長岡班	東長岡
	33	長岡北•東芳賀班	長岡北、東芳賀
干布	34	干布班	干布地区全域
荒谷	35	荒谷班	荒谷地区全域